

公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会

第19回理事会 議事要旨

1 決議があったものとみなされた日

2024年9月9日（月）

2 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第1号提案 財務委員会の委員の選任について

財務委員会の委員の選任について、委員の団体での役職退任に伴い、新たな委員の推薦があったため、委員を選任すること。

第2号提案 理事の利益相反取引の承認について

当協会の理事が締結した協定について承認すること。なお、定款第33条第1項に基づき、特別の利害関係を有する理事は、本提案の決議には加わっていない。また、本提案の承認をもって法令に基づく報告とする。

3 議事の経過及び結果

2024年9月2日、事務総長・代表理事の河村 正人が理事及び監事の全員に対して、第19回理事会の決議の目的である事項について提案し、理事会に報告すべき事項を通知した。

第19回理事会の決議の目的である提案につき、第1号提案については理事の全員から、第2号提案については特別利害関係人を除く理事の全員から、それぞれ書面により同意の意思表示を得た。

また、第19回理事会の決議の目的であるすべての提案につき、監事の全員から書面により異議がないとの意思表示を得た。

このため、一般法人法第96条（定款 第33条第2項）に基づき、理事会の決議の省略の方法により、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。